

政令第 号

計量単位令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第三条の規定に基づき、この政令を制定する。

計量単位令（平成四年政令第三百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

別表第一第二号中「国際キログラム原器の」を「プランク定数を十の三十四乗分の六・六二六〇七〇一五ジュール秒とすることによって定まる」に改め、同表第四号定義の欄を次のように改める。

電気素量を十の十九乗分の一・六〇二二七六六三四クーロンとすることによって定まる電流

別表第一第五号中「水の三重点の熱力学温度の二百七十三・一六分の一」を「ボルツマン定数を十の二十三乗分の一・三八〇六四九ジュール毎ケルビンとすることによって定まる温度」に改め、同表第六号中「〇・〇一二キログラムの炭素十二の中に存在する原子の数と等しい」を「六・〇二二一四〇七六に十の二十三乗を乗じた」に改める。

附則

この政令は、令和元年五月二十日から施行する。